

## お知らせ

### 6月12日は終日コンビニ交付を停止します

メンテナンスのため、6月12日(木)は終日、コンビニ交付(マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書、税務証明書などの取得)ができませんので、ご注意ください。

【場】コンビニ交付対応店舗など

【問】税務証明書…課税課☎内線1241、住民票・印鑑登録証明書…市民課☎内線1156

### 麻しん風しん(MR)2期定期予防接種

定期接種対象となる方へ、3月末に予防接種券を発送しました。自分が感染しない、周囲に感染を拡大させないために、この機会に接種しましょう。

#### ◆麻しん(はしか)とは

空気感染し、発症すると肺炎や脳炎などの合併症により、重症化やまれに死亡する場合があります。

#### ◆風しんとは

発しん・発熱・リンパ節の腫れなどの症状が現れます。妊婦の感染は赤ちゃんにも影響することがあります。

【時】令和8年3月31日(火)まで

【対】平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの子ども(年長相当児)

【問】保健センター☎85-6900

### 蔵書点検に伴う休館

蔵書点検のため以下の期間、休館・休室します。詳細は図書館ホームページをご確認ください。

#### ◆常陽建設ふじしろ図書館

【時】6月9日(月)～13日(金)

#### ◆戸頭公民館図書室

【時】6月16日(月)～19日(木)

#### ◆取手図書館

【時】6月23日(月)～27日(金)

【内】停止する業務…本の貸し出し、電話による貸出期間の延長、予約本の受け取り、各施設への配送  
※点検期間中の本の返却は、各図書館返却ポスト・各公民館・ゆうあいプラザ・取手駅前窓口でできます。

【問】取手図書館☎74-8361



取手図書館

### 電波の不正利用は犯罪です

6月1日～10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。不法な無線局は、テレビ・ラジオ・携帯電話や、警察・消防・救急用無線など重要な無線に妨害を与え、私たちの生活や安全を脅かします。電波はルールを守り、正しく使いましょう。

【問】関東総合通信局 不法無線局による混信・妨害…☎03-6238-1939、テレビ・ラジオの受信障害…☎03-6238-1945

### 自動車税(種別割)納期限は6月2日です

自動車税(種別割)は、4月1日時点で自動車を所有(割賦販売契約の場合は使用)している方に課税されます。納期限までの納付をお願いします。

【納】納期限:6月2日(月)

◎納付場所・納付方法などの詳細は、納税通知書に同封のお知らせか、二次元コードをご確認ください。

【問】土浦県税事務所収税第一課☎029-822-7205(平日8:30～17:15)  
※電話が混み合い、つながりにくいことがあります。



茨城県 自動車税の納付場所・納付方法

### 一部郵便局 昼の窓口休止

市内の一部郵便局で、昼の休止時間が設定されています。対象の郵便局が増え、以下の時間帯は窓口が利用できなくなりますので、ご注意ください。

※ATMは以下の時間帯でも利用可

【時】6月2日(月)以降の平日12:00～13:00

【対】新規実施:取手白山、藤代新川、稲戸井

※藤代山王、小文間、藤代清水、取手戸頭、取手一、取手井野は実施中

【問】日本郵政 お客様サービス相談センター☎0120-23-2886

### 6月1日～7日は「水道週間」です

6月1日～7日の「水道週間」期間中、水道について市民の皆さんに理解を深めてもらうため、ポスター掲示などの広報活動を行います。

【問】茨城県南水道企業団☎66-5131

## 相談

### 税理士による税務相談

関東信越税理士会亀ヶ崎支部会員による税務相談です。

【時】6月10日(火)13:00～16:00

【場】福祉交流センター(市役所敷地内)

【定】先着6人

【申】電話:6月3日(火)9:00～

【問】課税課☎内線1241

### 精神障害者の家族相談会

市委託の相談会です。

【時】6月7日(土)10:00～15:00

【場】福祉交流センター(市役所敷地内)

【対】精神障害など、心の悩みを抱えた方の家族

【申】電話

※当日、直接会場での相談・電話での相談も可。

【問】取手精神福祉家族会ホットスペース☎080-3151-5566(9:00～17:00)

## 戦没者などのご遺族へ特別弔慰金が支給されます

【問】社会福祉課☎内線1316

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合、第十二回特別弔慰金が支給されます。

- ▶対象 以下の順番の先順位の方1人
  - ①7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  - ②戦没者等の子
  - ③戦没者等の (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹  
※戦没者等と死亡当時、生計関係があるなどの要件を満たしているかによって、順番が入れ替わります。
  - ④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族  
※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

▶請求期限 10年3月31日まで  
※請求期限を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

▶支給内容 額面27万5,000円、5年償還の記名国債

## 地籍調査にご協力をお願いします

【問】管理課☎内線1620

### 令和7年度の調査対象区域

#### 本郷三丁目の一部

市は年次計画に基づき地籍調査を進めています。境界立ち会いなど、ご協力をお願いします。

▶地籍調査とは 一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界・面積の測量を行い、地図・簿冊を作成する事業です。

▶なぜ調査が必要なのか 法務局にある登記簿や公図は明治時代に作られたものが多く、実際の状況と異なることがあります。地籍調査を通して正確なものに改めることで、大規模災害が起きた際の迅速な復旧や、境界紛争防止、適切な課税などに役立てられます。

▶境界の確認方法 現地調査の際、調査員の立ち会いのもと、境界を挟んだ土地所有者同士で双方合意の上、お互いの土地の境界を確認してもらいます。また、土地の所有者・地番・地目(土地の利用状況)なども併せて調査します。

▶事業資料の送付・立ち会いの時期 調査対象の方には、事業資料を6月中旬ごろに発送します。また、立ち会いは9月から11月にかけて実施する予定です。立ち会い依頼は、別途通知します。

